

だいじょうぶ はげます 友は たからもの 山田 蓮さん

今年の4月1日から「障害者差別解消法」が施行しました。この法律は障がいのある人もない人も、ともに住みやすい社会づくりをするためにできました。2013(平成25)年6月19日に成立し、具体的な目標すべき目標の作成や広報・啓発などの準備をするために3年近くの時間を置いた後、今年度から実施しています。今回はこの障害者差別解消法についてみてみましよう。

がいのある人が、障がいのない人より不利にならないよう社会のしくみや法律を変えて「障がい」をなくしていくことになりました。韓國米諸国やオーストラリア、

25年6月19日に成立し、具体的な目標すべき目標の作成や広報・啓発などの準備をするために3年近くの時間を置いた後、今年度から実施しています。今回はこの障害者差別解消法についてみてみましょう。

1、障害者差別解消法ができるわけ

これまで「障がい」とは、目が見えない、歩けないなど、その人が持つていて性質だけから生じると多くの場合考えられてきました。しかし、2006年12月国連総会において採択された「障害者権利条約」において、多くの国では、障がい者の日常生活・社会生活を送る上で差別を禁止する法律をつくり差別をなくそうとしています。

日本では、障害者権利条約に批准するために、障害者基本法改正の成立など、制度改革を行いました。そして、差別を禁止する障害者虐待防止法をつくりました。障害者基本法第4条(差別の禁止)では、①差別する行為を禁止し、②社会的バリアを取り除くための合理的な配慮をしないと差別になると定めています。そして、この法律を具体的に実現するためにできたのが差別解消法です。

2、障害者差別解消法が禁止する差別は？

これまで「障がない」とは、目が見えない、歩けないなど、その人が持つていて性質だけから生じると多くの場合考えられてきました。しかし、2006年12月国連総会において採択された「障害者権利条約」で、その考えは改められました。「障がない」と考えられていた個人の性質のために、働けなかつたり、さまざまな活動に参加できなかつたりするような社会のしくみ(人々の偏見、建物や制度など)にも問題があり、そのような社会と人とのかかわりから「障がない」が生じると考えられるようになりました。この国際的な考えにそつて日本も障

だれもが、「差別はいけないこと」と思っていますが、残念ながら差別と思われる事が起きていました。そして多くの場合、きちんと解決されず結果的に障がないのない人と同じ事が出来ない場合がたくさんでていました。だからこそ、

障がいのない人との平等な機会を保障するためにも、「何が差別か」をきちんと判断できる「ものさし」としてこの法律ができました。この法律は障がい者を特別扱いしたり新しい権利をつくつたりするものではありません。憲法や人権条約で保障されている権利を、障がい者にも同じように保障するためのものです。障がいがあつてもなくとも、だれもがわけへだてなくお互いを尊重し、暮らし、勉強し、働いたりできるよう差別を解消して、だれもが安心して暮らせるような豊かな共生社会の実現を目指しています。この法律で対象となる障がい者は、障がいのあるすべての人です。障害者手帳を持つていなくても対象になります。

障害者差別解消法では次の(1)と(2)の2種類の差別を禁止しています。(1)不当な差別的な取り扱い禁止。(2)「見えないこと」「聞こえないこと」「歩けないこと」といった障がいを理由にして、区別や排除・制限することはできません。たとえば、インターネットカフェなどが、その人に精神障がいがあるとわかつたとたん店の利用を拒否することはダメです。(2)車イスや補装具(ホソウグ)・盲導犬や介助者な

ど障がいに関する理由にして区別や排除・制限することはできません。(例)盲導犬を連れた人に「動物は店に入れることができません」とレストランが入店拒否してはいけません。(2)合理的配慮を行わないことを禁止。(1)時間や順番・ルールなど変えて対応。(例)人ごみをこわがる精神障がいのある職員の勤務時間を変更し、ラッシュ時をはずした通勤時間にする。(2)設備や施設などの形をえること(大きな金額がかかる場合は除く)。(例)スロープを設置するなど、車イス利用者が容易に建物に入ることができるようとする。(3)補助器具やサービスを提供すること。(例)視覚障害がある職員が仕事で使うパソコンに音声読み上げソフトを導入し、パソコンを使った仕事ができるようとする。

差別解消の対応をめぐつてトラブルが起きた時、すでにある相談機関を利用します。市内では市役所の人権対策室(TEL819-9511)になります。障害者差別解消法を理解し、だれもが暮らしやすい社会をつくつていきましょう。